

互助会 給付金請求 提出書類一覧

※給付事由発生の日の翌日から３年以内に事務局までご提出ください。

I. 死亡保険金（会員本人）

● 71歳以上の会員（100,000円）

- ☐ 1 保険金請求書兼証明書＜一括用＞
- ☐ 2 脱会届
- ☐ 3 死亡診断書または死体検案書（コピー可）
- ☐ 4 戸籍謄本 全部事項証明書（コピー可）

● 71歳以下の会員（200,000円）

- ☐ 1 保険金請求書兼証明書
- ☐ 2 脱会届
- ☐ 3 死亡診断書または死体検案書（コピー可）

＜保険金受取人が配偶者の場合＞

- ☐ 4 戸籍謄本 全部事項証明書（コピー可）

＜保険金受取人が配偶者以外の場合＞

- ☐ 4 戸籍謄本 全部事項証明書（コピー可）
- ☐ 5 同意書兼委任状（受取人が1名の場合も提出が必要）

※順位は①～④の順位。①～④の同一順位の中では、記載の順序。

- ① 対象者の死亡当時、その収入により生計を維持していた対象者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ② 対象者の死亡当時、その収入により生計を維持していた対象者の配偶者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ③ ①に該当しない対象者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ④ ②に該当しない対象者の配偶者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

- ☐ 6 会員と保険金受取人の関係を証明できる戸籍

※例：子が受取人の場合→父親の改正原戸籍（子全員の確認が可能）

注）全部事項証明書では子全員の確認ができません

※出生から死亡までの一連の戸籍の提出は不要

- ☐ 7 その他、全労済協会が提出を求める書類

※保険受取人が、未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人・内縁の配偶者・行方不明・危難により生死不明の場合は、追加の提出書類が必要となります。事務局までお問い合わせください。

※交通事故の場合は他に、交通事故証明書等が必要

※交通事故以外の不慮の事故の場合は、他に関係機関の発行する事故証明書が必要

※代表者の場合、口座振替及び評議員を確認

Ⅱ. 死亡弔慰金(配偶者・親・子・住宅災害による同居親族)

- ☐1 保険金請求書兼証明書<一括用>
- ☐2 対象者との続柄と死亡が確認できる証明書(コピー可)
例:戸籍謄本(全部事項証明書)、住民票(死亡記載のあるもの)
※内縁の配偶者の場合は、追加の提出書類が必要となりますので、
事務局までお問い合わせください。

Ⅲ. 重度障害・後遺障害保険金

- ☐1 保険金請求書兼証明書<一括用>
- ☐2 後遺障害共済金請求書
- ☐3 医師の障害診断書(所定用紙)
- ☐4 障害事故発生通知書兼証明書
※他、事由によっては所定の承諾書等が必要になる場合があります
※交通事故による場合は他に、交通事故証明書等

Ⅳ. 傷病休業保険金 ※会社を休業した期間が対象

- ☐1 保険金請求書兼証明書<一括用>
- ☐2 休業期間を証明できるもの(コピー可)
※入院した場合は、医療機関の発行する診断書又は領収書等休業を証明できるもの

Ⅴ. 住宅災害保険金

- ☐1 保険金請求書兼証明書<一括用>
- ☐2 修理業者による見積書
- ☐3 以下、①～⑤のいずれか
 - ①罹災証明書(消防署・地方自治体発行のもの)
 - ②青梅市中小企業従業員等互助会の責任者の証明
 - ③隣人または目撃者の証明書
 - ④加害者の証明書
(例:対象者が被害者である場合の上階からの水漏れの示談書等)
 - ⑤その他、全労済協会が認める証明書
- ☐4 損害箇所(修理前の状態)の写真
- ☐5 その他、全労済協会が認める証明書

VI. 結婚祝金／出生祝金

☐1 保険金請求書兼証明書＜一括用＞

☐2 対象者との続柄が確認できる証明書(コピー可)

①結婚の場合

例：戸籍謄本(全部事項証明書)、住民票(夫婦の記載のあるもの)、婚姻届受理証明書

②出生の場合

例：戸籍謄本(全部事項証明書)、住民票、健康保険証、母子手帳の出生届出済み証明書、医師または助産師が作成する出生証明書

VII. 就学祝金

☐1 保険金請求書兼証明書＜一括用＞

☐2 入学が確認できる証明書(コピー可)

例：入学通知書、学校長・学長の証明書、生徒手帳、学生証

VIII. 結婚記念祝金(金婚・銀婚)

☐1 保険金請求書兼証明書＜一括用＞

☐2 対象者との続柄および結婚年数が確認できる証明書(コピー可)

例：戸籍謄本(全部事項証明書)、住民票(夫婦の記載のあるもの)、婚姻届受理証明書